

平成22・23年度の保険料率について

平成22年2月25日に開かれた平成22年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会にて福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療条例の一部が改正され、平成22・23年度の保険料率等が決定しましたのでお知らせします。

記

1 平成22・23年度の保険料率

均等割額 40,000円(据え置き)

所得割率 7.60%(+0.15%)

2 軽減措置

これまでと同様の軽減措置を継続

所得の低い方：

均等割額 所得に応じて9割、8.5割、5割、2割軽減

所得割額 賦課のもととなる所得が58万円以下の方は5割軽減

被用者保険の被扶養者だった方：

均等割額 9割軽減

所得割額 賦課しない

担当：福島県後期高齢者医療広域連合 業務課

連絡先：〒960-8043

福島市中町8番2号 福島県自治会館内

TEL 024-528-9025 FAX 024-521-0254

E-mail:kouikirengou@fukushima.email.ne.jp